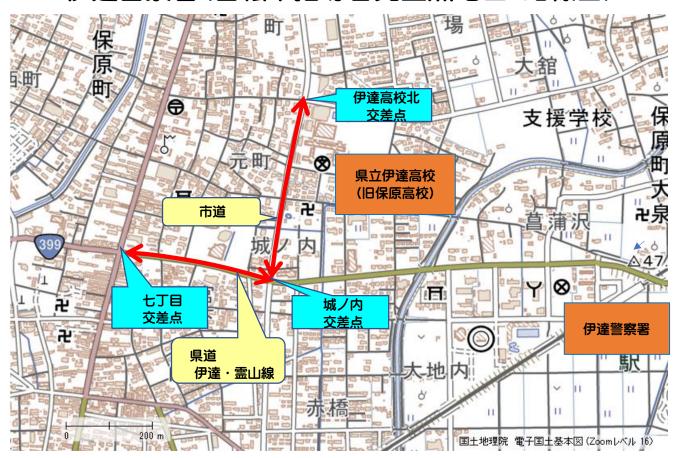
伊達警察署(自転車指導啓発重点地区:路線図)



~自転車安全利用五則~

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

令和6年に伊達警察署管内で自転車乗車 中に死傷した人の状況等

			死傷者数			うちヘルメット				事故時のヘルメット着用率	
			%1肠1日以			着	用	非着用		令和6年	令和5年
小	学	生		0	人	0	人	0	人	-	_
中	学	生		0	人	0	人	0	人	_	_
高	校	生		2	人	1	人	1	人	50%	0%
_		般		3	人	1	人	2	人	33%	-
高	齢	者		3	人	2	人	1	人	67%	50%
合		計		8	人	4	人	4	人	50%	25%

〇 選定理由

通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

○ 普通自転車の通行方法について 自転車安全利用五則を守って走行しましょう。

「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○ ヘルメットを被りましょう。

令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。 万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう!